

## 化学物質及び作業環境測定結果等の周知に関する法令改正の経緯 ～26年度産業衛生技術フォーラム～

早稲田大学理工学術院  
創造理工学部環境資源工学科  
教授 名古屋 俊士

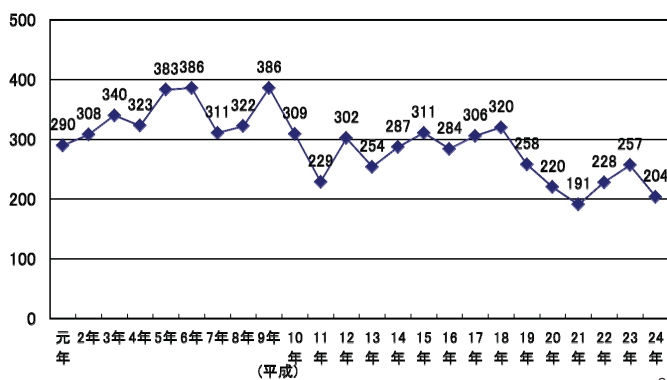
### 災害の発生状況(その2)

#### 「危険有害性情報の伝達及び活用が不十分である」

- 1) 業種によっては、化学物質の危険有害性について事業者が十分認識せず、労働者への教育が不十分のために災害が発生しているケースが見受けられる。事業場の規模別では、中小規模事業場で多く発生している。
- 2) 危険有害な化学物質の表示が容器等になく、危険有害性情報の伝達及び活用が不十分であったため労働者の不安全な取扱いを誘発したと思われる災害が年間30件程度発生
- 3) 作業環境測定の評価結果については労働者が自らの作業環境の状況、改善必要性等を知りたいと思っても容易に確認できる仕組みとなっていない。このため労働者が健康障害を受ける可能性があるにも関わらず、それを知らないまま作業を続けるおそれがある。

### 業務上疾病発生状況(休業4日以上)

化学物質等による疾病者数



### 災害発生状況(その3)

#### リスクに基づく自主的化学品管理の普及が不十分

化学物質についてのリスクアセスメントは、事業所規模が大きくなるほど実施率が高い。また、業種にかかわらず、約半数の事業所でリスクアセスメントが実施されている。

一方、事業場の規模が小さいほど実施率が低い。その理由は、

- \* 人材がない又は不足、
- \* 実施する時間がない、
- \* リスクアセスメントに基づく措置決定時の判断基準が良く分からない

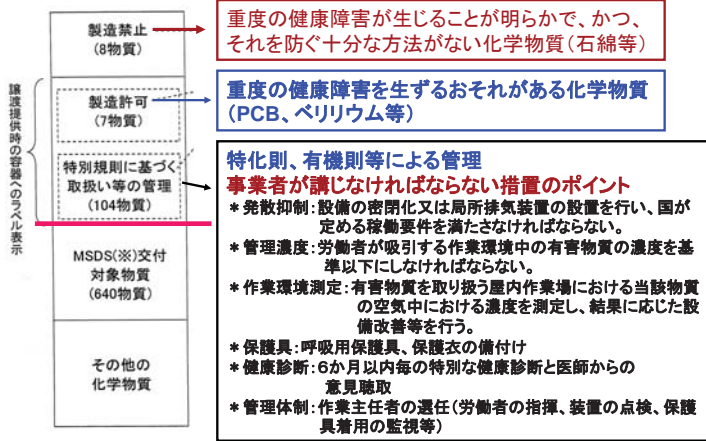
### 災害の発生状況(その1)

- 1) 化学物質の危険有害性に起因する労働災害が、年間600～700件程度(休業4日以上)発生
- 2) 化学物質に起因する業務上疾病は年間200～300件程度発生、そのうち1/4が有機則、鉛則及び特化則の規制対象外物質によるもので、MSDS交付対象物質以外による災害も少なからず発生
- 3) 新規化学物質の届出件数は10年前の2倍の水準(約1300件/年)に達しており、職場で使用される化学物質の種類が毎年増加しており、職場における適切な化学物質管理の必要性がますます高まっている。

### 「職場における化学物質管理の今後のあり方に関する検討会」での検討事項 (平成22年厚生労働省に設置)

- ① 職場における自主的化学品管理の促進
- ② 危険有害性情報の伝達及び活用の促進
- ③ 化学物質管理支援事業における、簡便なリスクアセスメント手法の開発
- ④ 個人曝露測定の導入
- ⑤ 局所排気装置の要件等の柔軟化
- ⑥ 作業環境測定の評価結果の労働者への周知
- ⑦ 局所排気装置等以外の発散抑制方法の導入

## 1) 職場における自主的化学品管理の促進



## 2) 危険有害性情報の伝達及び活用の促進

化学品管理の原点は、その化学品の危険有害性情報を把握することであり、**危険有害性情報がなければ化学品のリスクアセスメントを適切に実施することもできない。**特に、危険有害な化学品を取り扱っているという**認識が不十分な事業場**では、化学品リスクアセスメントの必要性さえ認識されていないことが懸念され、このような事業場に対して危険有害性情報を伝達する意義は大きい。

10

### 譲渡提供時の情報伝達等に係わる規制のあり方

#### 安衛法の枠の中での議論

わが国の労働安全衛生法では、100物質をラベル表示の対象とし、640物質をMSDS交付の対象としているように、情報伝達の対象となるように、情報伝達の対象となる物質は限定されている。

**GHS (The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals、化学品の分類および表示に関する世界調和システム)**の理念を基本に議論

化学品管理の原点は、その化学品の危険有害性の情報を把握することであり、**すべての化学品**についての危険有害性情報は、**すべての関係者**に伝達されなければならない。欧州が「化学品の分類、表示、包装に関する規則」(CLP規則)では全ての危険有害な化学品を情報提供の対象としている。

すべての危険有害な化学品について、その危険有害性情報は、**すべての関係者**に伝達され、有効に活用される必要がある。

このため、職場における化学品の危険有害性情報の伝達と活用を推進する必要がある。

**イ) 譲渡提供時の情報伝達とその活用**  
**ウ) 事業場内で使用する容器等への名称等のラベル表示**

11

- (1) 職場において使用される化学品についてGHS分類を行った結果、危険有害とされる**すべての化学品**について、譲渡提供者から譲渡提供先の事業者に対し、ラベル表示及び化学品等安全データシート(MSDS)交付による**危険有害性情報の伝達を努力義務**とすることが適当である。
- (2) **すべての危険有害な化学品**について、事業場内で取り扱う容器等にラベル表示を行い、**労働者**に対し**危険有害性情報の伝達を事業者の努力義務**とすることが適当である。なお、事業場内にラベル情報を掲示する等の代替手段を可能とする。

9

## 3) 簡便なリスクアセスメント手法の開発

ラベル表示、MSDS、作業環境測定等により**伝達される危険有害性に関する情報**を踏まえ、リスクアセスメントの結果に応じた合理的な化学品管理の実施を促進するため、リスクに応じた管理が可能なものから規制の柔軟化及び性能要件化を推進する必要がある。このため、従来の手法の導入が困難な事業場においても、リスクアセスメントの実施を可能とするため、**簡便なリスクアセスメント手法を、我が国の実情に合うように開発**する必要がある。

12

## 4) 作業環境測定の評価結果の労働者への周知

### ①導入の必要性

作業環境測定の結果について、労働安全衛生法第18条及び労働安全衛生規則第22条において、**常時50人以上の労働者を使用する事業場**は、衛生委員会の付議事項として、作業環境測定の結果及びその評価に基づく対策の樹立が規定されている。また、**常時50人未満の労働者を使用する事業場**は、安衛則第23条の2において、安全衛生に関する事項について、関係労働者の意見を聴くための機会を設けることとされている。しかし、現行制度では、**労働者が自らの事業場の作業環境の状況、作業環境改善の必要性、改善の計画等について知りたいと思っても、衛生委員会等を通して間接的にしか知ることができず、容易に確認できる仕組みとなっていない。**

13

### ③留意事項

特別規則による規則の対象となっていない化学物質の内、有害なものについては、測定を実施し、労働者等に評価結果を周知するよう事業者に指導する必要がある。

この取組により、事業者による作業環境の改善が速やかに行われること、労働者の保護具着用等、作業規程の遵守の徹底等の効果が期待される。ただし、測定の結果第2管理区分又は第3管理区分となり、作業環境の改善等が必要となる場合については、**対処方針についても併せて労働者に伝達する必要がある。**なお、対処方針は、衛生委員会での調査審議や専門家、労働者等から意見を聴取しつつ慎重に検討することが望ましい。

16

このため労働者が健康障害を受ける可能性があるにも関わらず、それを知らないまま作業を続けるおそれがあることから、**評価結果を直接的に労働者へ周知する必要がある。**

この取組により、事業者による作業環境の改善が速やかに行われること、労働者の保護具着用等、作業規程の遵守の徹底等の効果が期待される。

### ②具体的な措置内容

有機溶剤中毒予防規則の有機溶剤（第三種有機溶剤を除く。）、特定化学物質障害予防規則の特定化学物質（第三類物質を除く。）及び鉛の作業環境測定を実施した後、作業環境の評価結果を速やかに**労働者、請負人等（以下「労働者等」とする。）に周知するものとする。**周知方法は作業場への**掲示、ファイルの備付け等**によることとする。

14

## あり方検討委員会を受けて、職場における化学物質管理のあり方に関する行政の動き

1. 職場における自主的**化学物質管理の促進**
2. 簡便な**リスクアセスメント手法の導入、普及、定着**
  - \* 化学物質管理支援事業における、簡便なリスクアセスメント手法の開発に向けた検討（中災防に委託、22年から23年度）  
（25年度化学物質評価研究機構に委託）
3. 個人サンプラーによる測定の導入に向けた検討
  - \* 個人曝露測定に関する検討委員会において検討（中災防に委託、22年、23年度、24年度、25年度）

17

また、測定の結果、第二管理区分又は第三管理区分となり、作業環境の改善等が必要となる場合については、対処方針についても併せて労働者等に伝達する必要がある。なお、対処方針は、衛生委員会での調査審議や専門家、労働者等から意見を聴取しつつ慎重に検討することが望ましい。周知に当たっては、可能な限り周知と同じ時期に労働者等に必要の説明を併せて行うものとする。説明の内容は、第二管理区分又は第三管理区分であった場合に講じる措置の内容、事業場で複数の化学物質が使用されている場合に**規制対象物質の作業環境測定の評価結果が第一管理区分であっても、特別規則による義務が課されていない危険有害化学物質に曝露する可能性があることから、安全であるとは限らず、必要であれば労働者の保護具着用等の措置が必要であること等**が挙げられる。

15

4. 局所排気装置の要件等の柔軟化
  - \* 作業環境管理における工学的対策に関する検討会において検討（中災防に委託、22年、23年度）
5. 職場における**リスクに基づく合理的な化学物質管理の促進のための検討会**（23年度行政の検討委員会）
  - 1) 作業環境測定の評価結果の労働者への周知
  - 2) 局所排気装置等以外の発散抑制方法の導入
6. リスク低減の取組に応じたインセンティブの付与
  - \* 今後必要に応じて検討

18

## 化学物質管理に係る法律や規則の改正

- \* **平成11年**:労働安全衛生法第57条でラベル表示を義務化し、現在**107物質が規定**され、法第57条の2で安全データシート(SDS)の交付を義務化し、現在**640物質を規定**した。
- \* **平成15年**:国連がラベル表示とSDSに係る「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」(GHS制度)を策定し、国際整合化が図られた。
- \* **平成18年**:労働安全衛生法改正で**危険性と有害性**に係る**リスクアセスメントが努力義務化**され、これに係る指針が平成18年3月に示された。

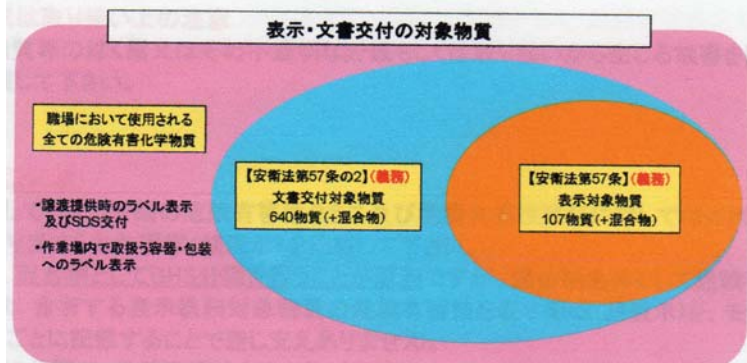
19

## 1) 作業環境測定の評価結果の労働者への周知

- \* 周知対象  
事業者が、労働者(派遣労働者も含まれる)、管理者、産業保健スタッフへ
- \* 周知内容と方法  
・作業環境の評価結果(管理区分)  
・作業場の見やすい場所への提示
- \* 留意点  
第2、第3管理区分の場合は、改善の対処方針についても周知するとともに、作業環境が改善されるまで、労働者に保護具を使用させる。事業者は、必要に応じて、作業環境測定機関、産保センター等の専門家に相談すること。

22

**平成24年**:労働安全衛生規則第24条の14及び第24条の15を改正し、**努力義務**ですが、**危険・有害性を有するすべての化学物質を対象に譲渡・提供に際してはラベル表示とSDSの交付**を求めた。



周知に当たっては、可能な限り作業環境の評価結果の周知と同じ時期に労働者に作業環境を改善するため必要な措置について説明を併せて行うことが望ましいこと。また、有機溶剤中毒予防規則による**規制対象とされていない有害物が併用されている場合**、仮に規制対象物の評価結果が第一管理区分であっても、当該有害物への曝露により労働者に危険を及ぼし、又は労働者の健康障害を生ずるおそれのある場合には、事業者は労働者に呼吸用保護具着用等の措置が必要であることについても説明を行うことが望ましいこと。

23

平成24年4月2日「有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令(平成24年厚生労働省令第71号)」が公布され、同年7月1日から施行。

化学物質による労働災害を減少させるためには、事業者による危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく合理的な安全衛生対策が重要であるが、職場において取り扱われる化学物質の種類・工程が多様化・複雑化する中、**リスクに基づく合理的な化学物質管理を促進するためには**、作業の実態に応じた多様な発散防止抑制措置を導入できる仕組みの構築が必要である。

21